

毎週火・金曜日発行

山口県報

令和2年
12月11日
(金曜日)

目次

- 告示
 - 瀬戸内海環境保全特別措置法第八条第一項の規定に基づく許可申請の概要(環境政策課)……………一
 - 廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十五条の十七第一項の規定による指定区域の指定(廃棄物・リサイクル対策課)……………三
 - 生活保護法の規定に基づく指定介護機関の廃止の届出(厚政課)……………四
 - 解除予定保安林(上関町)(森林整備課)……………四
 - 急傾斜地崩壊危険区域の指定(砂防課)……………五
- 公告
 - (肥料の登録の有効期間の更新(農業振興課)……………五
 - 肥料の登録の失効(農業振興課)……………七
 - 公共測量の実施の終了(監理課)……………七
- 選管告示
 - 政治団体の名称等……………七
 - 政治団体の異動事項……………八
 - 解散等に係る政治団体の名称等……………八
 - 資金管理団体の異動事項……………八
- 雑報
 - 県報の正誤(令和二年二月二十八日山口県告示第五十四号)……………九



山口県告示第四百十七号

瀬戸内海環境保全特別措置法(昭和四十八年法律第百十号)第八条第一項の規定に基

づく特定施設の構造等の変更の許可の申請があったので、その概要を次のとおり告示する。

当該特定施設の構造等を変更することが環境に及ぼす影響についての調査の結果に基づき事前評価に関する事項を記載した書面は、令和二年十二月十一日から令和三年一月四日までの間、山口県環境生活部環境政策課及び宇部市市民環境部環境政策課において公衆の縦覧に供する。

令和二年十二月十一日

山口県知事 村岡 嗣政

- 一 申請者の氏名又は名称及び住所
氏名又は名称 宇部マテリアルズ株式会社
住 所 宇部市大字小串一九八五番地
- 二 工場又は事業場の名称及び所在地
名 称 宇部マテリアルズ株式会社宇部工場
所在地 宇部市大字小串一九八五番地
- 三 特定施設の種類
水質汚濁防止法施行令(昭和四十六年政令第百八十八号)別表第一第二十七号の無機化学工業製品製造業の用に供する海水マグネシア製造施設のうち沈でん施設
変更しようとする事項の内容
特定施設の構造及び特定施設から排出される汚水又は廃液の処理の方法を変更することにより、次の表のとおり変更を生ずる。

種類	項目	構			造		使用の方法		
		能 (m ³ /日)	予 定	予 定	予 定	間 隔	時 間	季 節 的 要 求	
二七一チ	変更前	三五、四〇	(既 設)	年 月 日	年 月 日	年 月 日	連 続	二 四 時 間	変 動 な し
	変更後	三五、七〇							

備考 「二七一チ」とは、水質汚濁防止法施行令(昭和四十六年政令第百八十八号)別表第一第二十七号の無機化学工業製品製造業の用に供する海水マグネシア製造施設のうち、沈でん施設をいう。

中和処理施設			種 類		項 目		汚 水 等 の 汚 染 状 態 の 値		汚 水 等 の 一 日 当 た り の 量 (m ³)						
処理後	処理前		通	最	通	最	通	最	通	最					
変更前	変更後	変更前	水素イオン濃度 (水素指数)	化学的酸素要求量 (mg/l)	浮遊物質量 (mg/l)	鉍油類 (mg/l)	窒素 (mg/l)	リン (mg/l)	通	最					
八・三	〃	九・八	九・五	二	三	八〇	九〇	〇・九	一・五	〇・〇三	〇・〇六	二二二、〇〇〇	一八七、〇〇〇	二二二、〇〇〇	四八四、八五四
九・六	〃	一〇・五	九・五	二	三	八〇	九〇	〇・九	一・五	〇・〇三	〇・〇六	二二二、〇〇〇	一八七、〇〇〇	二二二、〇〇〇	四八四、八五四

(四) 処理施設による処理前及び処理後の汚水等の汚染状態の値並びに汚水等の量

種 類		項 目		構 造		能 力 (N ^m /時)		処理の方式		使用時間		一日当たりの使用時間		季節的変動の概要		工事着手予定		工事完成予定		使用開始予定	
変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後
〃	〃	〃	〃	コンクリート製	コンクリート製	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	令和三、一、五	令和三、一、五	令和三、一、五	令和三、一、五	令和三、一、五
〃	〃	〃	〃	コンクリート製	コンクリート製	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	令和三、一、五	令和三、一、五	令和三、一、五	令和三、一、五	令和三、一、五

(三) 汚水等の処理施設の種類、構造及び使用時間間隔等

種 類		項 目		水 素 イ オン 濃 度 (水素指数)		化 学 的 酸 素 要 求 量 (mg/l)		浮 遊 物 質 量 (mg/l)		窒 素 (mg/l)		リン (mg/l)		汚 水 等 の 一 日 当 た り の 量 (m ³)	
変更後	変更前	通	最	通	最	通	最	通	最	通	最	通	最	通	最
二七―チ	二七―チ	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	二二五、七六〇	二二五、七六〇
二七―チ	二七―チ	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	二二五、九四〇	二二五、九四〇

(二) 排出される汚水等の汚染状態の値及び汚水等の量

備考 (一)の表の備考は、この表について準用する。

五 排水水の汚染状態の値及び排水水の量

No. 3 排水口	No. 2 排水口	No. 1 排水口	項目		排水水の汚染状態の値	排水水の一日当たりの量 (m ³)
			変更後	変更前		
〃	〃	〃	〃	八・三	水素イオン濃度 (水素指数)	
〃	〃	〃	〃	九・六	化学的酸素要求量 (mg/l)	
〃	〃	〃	〃	二	浮遊物質 (mg/l)	
〃	〃	〃	〃	三	油類 (mg/l)	
〃	四	〃	〃	五	窒素 (mg/l)	
〃	〃	〃	〃	三三	リン (mg/l)	
〃	〃	〃	〃	検出せず		
〃	〃	〃	〃	三		
〃	〃	〃	〃	五		
〃	〃	〃	〃	〇・一		
〃	〃	〃	〃	〇・二		
二三九、七四〇	二二六、〇二五	〃	〃	二三一、〇四五		二三九、七六〇
二三九、七四〇	二三九、九四〇	〃	〃	四八四、九〇三		二三九、七六〇
	〃	四〇八、一二五	〃	八五五、〇九七		

処理後		処理前		処理後		処理前		変更後
変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	変更後	変更前	
〃	八・三	〃	九・八	八・三	〃	九・八	〃	〃
〃	九・六	〃	一〇・五	九・六	〃	一〇・五	〃	〃
〃	〃	〃	〃	二	〃	二	〃	〃
〃	〃	〃	〃	三	〃	三	〃	〃
〃	四	〃	八〇	五	〃	八〇	〃	〃
〃	一一	〃	九〇	三三	〃	九〇	〃	〃
〃	〃	〃	〃	検出せず	〃	検出せず	〃	〃
〃	四・一	〃	四・一	〇・九	〃	〇・九	〃	〃
五	五・五	〃	五・五	一・五	〃	一・五	〃	〃
〃	〃	〃	〇・一一	〇・〇三	〃	〇・〇三	〃	〃
〃	〃	〃	〇・一六	〇・〇六	〃	〇・〇六	〃	〃
二三九、七四〇	二二六、〇二五	二三九、七四〇	二三九、七六〇	四四、〇〇〇	〃	四四、〇〇〇	〃	一八七、〇〇〇
二三九、七六〇	二三九、九四〇	二三九、七六〇	二三九、七六〇	四六、〇〇〇	〃	四六、〇〇〇	〃	四三八、八五四

山口県告示第四百十八号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第三十七号）第十五条の十

備え置いて縦覧に供する。

山口県告示第四百二十一号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域として次の区域を指定する。

令和二年十二月十一日

山口県知事 村岡 嗣 政

一 区域の名称

平田(一)20地区

二 区域の範囲

次に掲げる地番の土地に存する標柱一号から八号までを順次結んだ線及び標柱一号と八号を結んだ線に囲まれた区域

市名	町名	地名	番	標柱番号
岩国市	平田三丁目	〃	一〇三三の一〇	一号
〃	〃	〃	一〇七三一の八	二号
〃	〃	〃	一〇七三二の五	三号
〃	〃	〃	一〇七三二の八	四号
〃	〃	〃	一〇三二〇の二	五号
〃	〃	〃	一〇三二〇の三	六号
〃	〃	〃	一〇七一の一	七号
〃	〃	〃	一〇七一の一	八号



(二七〇) 肥料の登録の有効期間の更新

肥料の品質の確保等に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十七号）第十二条第二項の規定により、次のとおり肥料登録の有効期間を更新しました。

令和二年十二月十一日

山口県知事 村岡 嗣 政

山口県生 第五七八号	山口県生 第五七七号	山口県生 第五七六号	山口県生 第五七五号	山口県生 第五七四号	山口県生 第五七三号	山口県生 第五七二号	山口県生 第五七一号	山口県生 第五七〇号	山口県生 第五六九号	山口県生 第五六八号	山口県生 第五六七号	山口県生 第五五〇号	山口県生 第五四六号	山口県生 第五一七号	山口県生 第四九〇号	山口県生 第四八九号	登録番号
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	更新年月日
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	令和二、四、七
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	六、三〇
消石灰	〃	炭酸カルシウム肥料	消石灰	〃	炭酸カルシウム肥料	消石灰	〃	炭酸カルシウム肥料	消石灰	〃	炭酸カルシウム肥料	混合石灰肥料	〃	消石灰	〃	炭酸カルシウム肥料	肥料の種類
七〇消石灰	炭酸苦土石灰	炭酸苦土石灰	七〇消石灰	炭酸苦土石灰	炭酸苦土石灰	七〇消石灰	炭酸苦土石灰	炭酸苦土石灰	七〇消石灰	炭酸苦土石灰	炭酸苦土石灰	炭酸苦土石灰	炭酸苦土石灰	七〇・〇顆粒消石灰	炭酸カルシウム肥料	五三・〇炭酸カルシウム肥料	肥料の名称
アルカリ分	可溶性苦土	可溶性苦土	アルカリ分	可溶性苦土	可溶性苦土	アルカリ分	可溶性苦土	可溶性苦土	アルカリ分	可溶性苦土	可溶性苦土	可溶性苦土	可溶性苦土	アルカリ分	アルカリ分	アルカリ分	保証成分量(%)
七〇・〇	一五五・〇〇	一五五・〇〇	七〇・〇	一五五・〇〇	一五五・〇〇	七〇・〇	一五五・〇〇	一五五・〇〇	七〇・〇	一五五・〇〇	一五五・〇〇	一五五・〇〇	一五五・〇〇	七〇・〇	五三・〇	五三・〇	〃
〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	その他の規格
〃	〃	南星産業株式会社	〃	〃	共栄ジャパン有限公司	〃	〃	日本バイオ化学工業有限公司	〃	〃	パシーシーエフジャパン有限公司	アサヒミネラル工業株式会社	〃	〃	株式会社	宇部マテリアルズ株式会社	氏名
〃	〃	奈良県大和郡山市志院町三七八	〃	〃	愛知県清須市須ヶ口三三四の一	〃	〃	川崎市宮前区神木二丁目六番二〇号	〃	〃	〃	愛知県岡崎市市場町一丁目一三	〃	〃	〃	宇部市大字小串一九八五	住所

(二七二) 肥料の登録の失効
 肥料の品質の確保等に関する法律(昭和二十五年法律第二百二十七号)第十四条の規定により、次の肥料の登録は、その効力を失いました。

令和二年十二月十一日

山口県知事 村岡 嗣 政

登録番号	失効年月日	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量(%)	その他の規格	生産業者
山口県生第五二七号	令和二、五、一一	副産石灰肥料	粒状ミネラルG	アルカリ分 四〇・〇 溶解性苦土 二・〇	公定規格のおり	氏名 又サヒミネラル工業株式会社 住所 広島県呉市昭和町一 番一號
山口県生第五三九号	〃	〃	くみあい粒状ミネテツエース	アルカリ分 四〇・〇 溶解性苦土 二・〇	〃	〃
山口県生第五九〇号	〃	〃	くみあい粒状しじみちゃんM	アルカリ分 四〇・〇 溶解性苦土 二・〇	〃	〃

(二七三) 公共測量の実施の終了

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、下松市長から次のとおり公共測量の実施を終了した旨の通知がありました。

令和二年十二月十一日

山口県知事 村岡 嗣 政

- 一 作業の種類
 公共測量(空中写真測量)
- 二 作業の地域
 下松市
- 三 作業の期間
 令和二年四月十六日から同年十一月十八日まで

山口県選挙管理委員会告示第百号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第百九十四号)第六条第一項の規定による届出があった政治団体の名称等は、次のとおりである。

令和二年十二月十一日

山口県選挙管理委員会委員長 田中 一郎

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	その他の事項	届出(届出日)
立憲民主党山口県総支部連合会	加藤 壽彦	小田村克彦	山口市中央5丁目8番12号		令和2、11、29
平岡実千男後援会	平岡実千男	平岡 直美	柳井市新市北4番2号		〃 〃 9
松岡秀樹後援会	松岡 秀樹	松岡 秀樹	長門市油谷新別名山の7		〃 〃 13

山口県選挙管理委員会告示第百一号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第七条第二項の規定による届出があった政治団体の異動事項は、次のとおりである。

令和二年十二月十一日

山口県選挙管理委員会委員長 田中 一郎

政治団体の名称	代表者の氏名	異動事項	異動内容		備考(異年月日)
			新	旧	
公明党山口県本部	先城 憲尚	代表者 会計責任者	先城 憲尚 曾田 聡	榊屋 敬悟 上岡 康彦	令和2、26 11、26
自由民主党阿知須支部	山本 貴広	代表者 会計責任者 事務所	山本 貴広 砂村 幹夫 山口市阿知須437	林 國雄 香川 均 山口市阿知須3642の2	8、22
自由民主党萩支部	西島 孝一	代表者 会計責任者 事務所	西島 孝一 平田 幸三 萩市大字今古萩町35	田中 文夫 山本加津子 萩市大字上五箇町500の1	10、7
加藤としひご後援会	加藤 寿彦	会計責任者	松坂 吉泰	古川 泰範	11、13
坂ノ井徳俊後援会	萬代 浩	代表者	萬代 浩 宮元 照美	待田 広行 伊藤 訓也	4
みやもとしてるみ後援会	宮元 照美	事務所	防府市大字江泊1816の26	防府市大字江泊1816の16	25

山口県選挙管理委員会告示第百二号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十七条第一項の規定による届出

があった解散等に係る政治団体の名称等は、次のとおりである。

令和二年十二月十一日

山口県選挙管理委員会委員長 田中 一郎

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	解散年月日
自由民主党山口県宇部市第三支部	篠崎 圭二	田家 資敏	宇部市壺山町 / 丁目 / 番2号	令和2、31 10、31
大久郷を応援する会	大久 勲	大久 勲	萩市大字椿2908の14	平成31、1、1
園本たけし後援会	兼光 弘人	江村 光子	大島郡周防大島町大字西方1613	令和2、6 11、6
河内ひろふみ後援会	林 孝昭	西山 典安	下松市東陽7丁目2番6号	13
島堀計之後援会	島堀 計之	藤原 信彦	光市虹ヶ丘2丁目7番9号	17
廣岡隆義後援会	廣岡 隆義	廣岡 隆義	大島郡周防大島町大字東安下庄66	30

山口県選挙管理委員会告示第百三号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第九十四号)第十九条第三項の規定による届出があった資金管理団体の異動事項は、次のとおりである。

令和二年十二月十一日

山口県選挙管理委員会委員長 田中 一郎

資金管理団体の届出事項の異動の届出した者の氏名	資金管理団体の名称	異動事項	異動内容		備考(異年月日)
			新	旧	
田中 文夫	政経フォーラム萩	公職の種類	萩市長	山口県議会議員	令和2、4 11、4

正
誤
令和二年二月二十八日山口県告示第五十四号（建築士法第四条第四項第一号及び第二号に掲げる者と同等以上の知識及び技能を有すると認める者）



一	ページ
上	段
表中	行
十号	誤
第七百五十号	正

令和二年十二月十一日
印刷発行

発行人
所

山口県
知事
庁